

三社長第 3- 774 号
平成 29 年 3 月 29 日

地域包括支援センター センター長様
介護予防ケアマネジメント業務
委託先居宅介護支援事業所 管理者様

三島市長寿介護課長

三島市総合事業ケアマネジメント説明会での説明内容の修正・追加説明
および関係資料の送付について（通知）

春陽の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から当市の介護保険行政・高齢者福祉行政の推進につきまして格別なるご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、三島市の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の運用について、三島市総合事業ケアマネジメント説明会後に変更および決定した事項を下記のとおりお知らせいたします。これにともない、三島市介護予防ケアマネジメントマニュアルおよび事業者説明会（平成 28 年 10 月 13 日実施）資料を修正し、三島市公式ウェブサイト（<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>）にて公開しますので、ご確認をお願いいたします。

また、完成しました様式、資料をお送りいたしますので、ご確認、ご活用をお願いいたします。

記

1 送付様式・資料

※（１）、（２）についてはいずれも 3 枚複写です。不足した場合は追加でお渡しいたしますので、下記担当までご連絡ください。

※（５）以外は三島市公式ウェブサイトにも掲載しますので、ダウンロードしてご利用いただくことも可能です。

（１）三島市基本チェックリスト

（２）三島市介護予防アセスメントシート

（３）例外的な介護予防訪問介護相当サービス利用申請書

（４）三島市訪問型サービス B 事業関係書類一式

※訪問型サービス B を利用する場合は、ケアプランおよび利用申請書が必要となります。

（５）新規申請、区分変更申請、支援からの新規申請に添付する際のケース情報

2 介護予防ケアマネジメント説明会での説明内容の修正および追加説明

(1) 総合事業開始後の認定有効期間の延長について

総合事業ケアマネジメント説明会資料 p.12 第3章 10 事業対象者の有効期間と認定有効期間の延長 参照

介護予防ケアマネジメント説明会において、4月1日以降の認定審査会にて審査された被保険者について認定有効期間が延長可能と説明しましたが、その後の確認により、**4月1日以降に認定有効期間の開始日を迎える被保険者から延長が可能**であることが判明したため、要件を満たす被保険者については、3月中に開催の審査会より延長した認定有効期間を適用しています。

(2) 介護予防ケアマネジメント費の委託先居宅介護支援事業所への支払いについて **総合事業ケアマネジメント説明会資料 p.18 第4章 2 請求・委託料支払(4) その他①委託先への介護予防ケアマネジメント費支払いについて 参照**

介護予防ケアマネジメント費の支払いについて、国保中央会システム変更に伴い、平成29年度当初は地域包括支援センターから委託先居宅介護支援事業所へ支払いを行う旨の説明をいたしましたが、静岡県国保連合会独自システムの稼働時期が前倒されたことにより、平成29年5月審査分（平成29年4月サービス提供分）より、静岡県国保連合会より委託先居宅介護支援事業所に直接支払いが可能となりました。

※給付管理票が存在しない介護予防ケアマネジメント C（三島市では居宅介護支援事業所への委託は行わない）の支払いについては、平成29年度途中より委託先居宅介護支援事業所への支払いが行えるようになる見込み

(3) 要支援認定を受けている者の事業対象者の登録および支援新規について

総合事業ケアマネジメント説明会資料 p.19 第5章 1 受給者異動(2) 参照

介護予防ケアマネジメント説明会において、介護予防サービス計画依頼届出と同時に事業対象者の登録が可能な旨の説明をしましたが、その後の確認の結果、三島市が使用している給付管理システム及び国民健康保険中央会システムの仕様上、事業対象者の登録後は要支援者ではなく事業対象者として取り扱われてしまうため、予防給付を使用した際の審査支払及び被保険者証の再発行時に支障があることが判明しました。

そのため、要支援認定を受けている者の事業対象者の登録申請（基本チェックリストと介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（説明会資料 資料-4）を提出）は、**支援新規申請を行い、認定結果が出るまでの間、総合事業のサービスのみを継続利用する場合**に行ってくださいようお願いいたします。

(4) 介護保険関係書類開示依頼書

総合事業ケアマネジメント説明会資料 資料5 参照

4月1日以降に使用する改訂版を三島市公式ウェブサイトに掲載しますので

ご利用ください。

(5) 「介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の修正パターンの修正」について

総合事業ケアマネジメント説明会資料 資料 13 参照

より詳しく解説しましたので、ご確認ください。

(6) 総合事業サービスコードの変更について

総合事業ケアマネジメント説明会資料 資料 14 参照

平成 29 年度介護報酬改定により介護職員処遇改善加算の算定区分を新設する改定が行われたことおよび国民健康保険中央会システムが変更されたことにより、以下のサービスコードの追加・修正を行いました。

※三島市公式ウェブサイトにて修正版を掲載しますのでご利用ください。

※PDF 版は修正箇所を赤字で示してあります。

※CSV 版では、A2、A3、A6、AF のコードを提供します。A1 および A5 については国保中央会が提供するものをご利用ください。

・ A1、A2（訪問介護（介護予防訪問介護相当））：

6269 の新設、6270・6271・6273・6275 のサービス名称、単位数の修正

・ A5、A6（通所介護（介護予防通所介護相当））：

6100 の新設、6110・6111・6113・6115 のサービス名称、単位数の修正

・ AF（介護予防ケアマネジメント）：新設

(7) 事業対象者登録申請時の基本チェックリストの有効期間について

事業対象者の登録申請に使用する基本チェックリストは、**申請日より 1 か月以内に記入された物を有効とします。**

(8) ケアプランに身体介護のサービス内容が位置づけられていない方の介護予防訪問介護相当サービスの利用について

三島市では、介護予防訪問介護相当サービスを主に身体介護が必要な方のためサービスとして位置づけています。そのため、身体介護のサービス内容がケアプランに位置づけられていない方が介護予防訪問介護相当サービスを利用する場合（認知症の方、退院直後の方などを想定）には、サービス担当者会議にて利用の必要性を検討のうえ、ケアプラン、サービス担当者会議の記録、「例外的な介護予防訪問介護相当サービス利用申請書」を長寿介護課に提出していただきますよう、お願いいたします。

※総合事業ケアマネジメント説明会資料 総合事業移行初期の対応 にて説明いたしました、平成 29 年 9 月 30 日までの間、経過措置として介護予防訪問介護相当サービスを利用している認定有効期間開始日が 4 月 1 日および 5 月 1 日の方については、提出不要です。

(9) 要支援 1 の認定を受けており、週 2 回の生活援助が必要な方について

三島市では、要支援 1 の認定を受けている方の訪問型サービス A の利用回

数を週 1 回までとしております。そのため、健康や身体の状態、居住環境や世帯状況などの理由により、週 2 回の生活援助が必要な方については、介護予防訪問介護相当サービスにて対応することとします。その場合は、上記(8)と同様に、サービス担当者会議にて利用の必要性を検討のうえ、ケアプラン、サービス担当者会議の記録、身体介護が必要でない者の介護予防訪問介護相当サービス利用申請書を長寿介護課に提出していただきますよう、お願いいたします。

(10) 新規申請、区分変更申請、支援からの新規申請における代行について

総合事業の実施に伴い、代行申請の際に提出していたケース情報を変更いたしました。「新規申請用」と「区分変更・支援新規申請用」の2種類になりますので、代行申請をする際に併せて提出をお願いいたします。

三島市長寿介護課

●地域包括支援室

電 話 055-983-2689

F A X 055-975-3456

●高齢者福祉係

電 話 055-983-2609

F A X 055-975-3456